

公共事業の事後評価書

(国有林直轄治山事業等の期中の評価)

平成19年8月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

原則として事業採択後10年を経過した時点で継続中、又は直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業実施地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	2
	民有林直轄治山事業	1
小計		3
緑資源機構事業	水源林造成事業	48
小計		48
計		51

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、北海道、中部及び近畿中国森林管理局において実施した。（直轄事業評価担当部局一覧表 [別添1](#)）
- ② 緑資源機構事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成19年4月から平成19年8月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等について、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①森林・林業情勢その他社会経済情勢の変化、②事業の進捗状況、③費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の評価項目の点検により、総合的かつ客観的に把握し、事業の継続等の方針決定に反映した。これらの評価項目に係る事業地区毎の取りまとめ結果については、「地区別評価結果」（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

直轄事業については北海道、中部及び近畿中国森林管理局において、緑資源機構事業については林野庁において、学識経験者で構成する第三者委員会を設け専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同委員会での意見の概要は以下のとおりであった。

1 直轄事業

(1) 国有林直轄治山事業

北海道局における事業地区の評価は、平成8年以降の小噴火以降、事業の実施は地域社会の強い要望となっていること、現在もなお火山噴出物が起因となる土砂流の発生が懸念される状況から、事業期間を延長する必要性が認められるとの評価結果であった。また、今後も周辺環境に配慮するとともに、地域社会に対しても関係機関と連携を図りつつ、整備状況や事業効果等の説明を行い事業を継続実施することが望ましいとの意見が出された。

近畿中国局における事業地区の評価は、下流域の保全、地元の要望等から事業を継続することが適当との意見が出された。

(2) 民有林直轄治山事業

流域の保全のため事業の継続実施が妥当との意見が出された。また、当該施工地区が豪雪地帯であることから、事業実施に当たっては、これまでの成果の検証を進めながら現地状況に即した工種・工法を採用されたいとの意見が出された。

2 緑資源機構事業

(1) 水源林造成事業

森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道関連施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当との意見が出された。

また、広葉樹化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分が一定程度以上を占める地区については一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続することとの意見が出された。

各事業地区毎の第三者委員会の意見は、地区別評価結果（[別添2](#)）のとおりである。

各委員会の委員構成は、第三者委員会名簿（[別添3](#)）のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。(問合せ先一覧表 [別添4](#))

1 直轄事業

北海道、中部及び近畿中国森林管理局に設置している第三者委員会における資料、議事概要、評価に用いたデータ等については、各森林管理局においてインターネット等で公表することとしている。

2 緑資源機構事業

林野庁に設置している第三者委員会における資料、議事概要、評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において縦覧に供することとしている。

7 評価の結果

直轄事業の国有林直轄治山事業は、対象となる2地区について、評価を実施したところ、引き続き事業を推進することとされた地区が1地区、事業計画の変更を行う必要があるとされた地区が1地区となった。

直轄事業の民有林直轄治山事業は、対象となる1地区について、評価を実施したところ、引き続き事業を推進することとなった。

緑資源機構事業の水源林造成事業は、対象となる48地区について、評価を実施したところ、引き続き現計画で事業を推進することとされた地区が33地区、事業計画の変更を行う必要があるとされた地区が15地区となった。

各事業地区毎の評価結果は、地区別評価結果 ([別添2](#)) のとおりである。

平成19年度 期中の評価実施地区一覧表

2 緑資源機構事業
(1) 水源林造成事業

整理番号	事業名	事業実施地区名	契約件数	植栽面積	実施方針
1	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和37年度契約地	82	6,032	計画変更
2	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和42年度契約地	44	1,693	計画変更
3	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和47年度契約地	82	5,267	継続
4	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和52年度契約地	35	1,094	継続
5	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和57年度契約地	40	1,123	継続
6	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和62年度契約地	43	1,454	継続
7	水源林造成事業	東北北海道整備局 平成4年度契約地	41	991	継続
8	水源林造成事業	東北北海道整備局 平成9年度契約地	39	601	継続
9	水源林造成事業	関東整備局 昭和37年度契約地	104	5,113	計画変更
10	水源林造成事業	関東整備局 昭和42年度契約地	61	2,197	計画変更
11	水源林造成事業	関東整備局 昭和47年度契約地	78	1,794	計画変更
12	水源林造成事業	関東整備局 昭和52年度契約地	51	595	継続
13	水源林造成事業	関東整備局 昭和57年度契約地	16	195	継続
14	水源林造成事業	関東整備局 昭和62年度契約地	31	708	継続
15	水源林造成事業	関東整備局 平成4年度契約地	30	198	継続
16	水源林造成事業	関東整備局 平成9年度契約地	62	302	継続
17	水源林造成事業	中部整備局 昭和37年度契約地	70	4,751	計画変更
18	水源林造成事業	中部整備局 昭和42年度契約地	64	2,337	計画変更
19	水源林造成事業	中部整備局 昭和47年度契約地	57	1,777	計画変更
20	水源林造成事業	中部整備局 昭和52年度契約地	50	1,503	計画変更
21	水源林造成事業	中部整備局 昭和57年度契約地	42	988	継続
22	水源林造成事業	中部整備局 昭和62年度契約地	53	1,410	継続
23	水源林造成事業	中部整備局 平成4年度契約地	43	532	継続
24	水源林造成事業	中部整備局 平成9年度契約地	48	537	計画変更
25	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和37年度契約地	78	4,241	計画変更
26	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和42年度契約地	44	1,978	計画変更
27	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和47年度契約地	77	2,300	継続
28	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和52年度契約地	48	926	継続
29	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和57年度契約地	51	1,360	計画変更
30	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和62年度契約地	54	903	継続
31	水源林造成事業	近畿北陸整備局 平成4年度契約地	57	720	計画変更
32	水源林造成事業	近畿北陸整備局 平成9年度契約地	62	705	継続
33	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和37年度契約地	182	6,612	継続
34	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和42年度契約地	135	3,004	継続
35	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和47年度契約地	207	5,588	継続
36	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和52年度契約地	96	2,083	継続
37	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和57年度契約地	63	1,214	継続
38	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和62年度契約地	82	1,209	継続
39	水源林造成事業	中国四国整備局 平成4年度契約地	107	1,397	継続
40	水源林造成事業	中国四国整備局 平成9年度契約地	129	1,515	継続
41	水源林造成事業	九州整備局 昭和37年度契約地	155	5,631	継続
42	水源林造成事業	九州整備局 昭和42年度契約地	69	1,872	計画変更
43	水源林造成事業	九州整備局 昭和47年度契約地	117	2,437	継続
44	水源林造成事業	九州整備局 昭和52年度契約地	45	619	継続
45	水源林造成事業	九州整備局 昭和57年度契約地	50	647	継続
46	水源林造成事業	九州整備局 昭和62年度契約地	75	1,195	継続
47	水源林造成事業	九州整備局 平成4年度契約地	71	883	継続
48	水源林造成事業	九州整備局 平成9年度契約地	78	689	継続

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S37～H93（最長120年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和37年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 82件、植栽面積 6,032ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 206,643 百万円 総費用 (C) 146,733 百万円 分析結果 (B/C) 1.41
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高14.9m、胸高直径22.4cm、1ha当たり材積271m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の20%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、22%が阿武隈川水系七ヶ宿ダム、雄物川水系玉川ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、15%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S42～H63（最長85年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和42年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 44件、植栽面積 1,693ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>48,024 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>33,249 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.44</td> </tr> </table>	総便益 (B)	48,024 百万円	総費用 (C)	33,249 百万円	分析結果 (B/C)	1.44
総便益 (B)	48,024 百万円						
総費用 (C)	33,249 百万円						
分析結果 (B/C)	1.44						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高13.9m、胸高直径20.7cm、1ha当たり材積255m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の15%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、14%が名取川水系大倉ダム、鳴瀬川水系孫沢ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、8%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針 一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</p>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S47～H68（最長85年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和47年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 82件、植栽面積 5,267ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>122,732 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>84,217 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.46</td> </tr> </table>	総便益 (B)	122,732 百万円	総費用 (C)	84,217 百万円	分析結果 (B/C)	1.46
総便益 (B)	122,732 百万円						
総費用 (C)	84,217 百万円						
分析結果 (B/C)	1.46						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高12.7m、胸高直径17.8cm、1ha当たり材積227m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の9%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、28%が名取川水系大倉ダム、米代川水系上杉2号ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、20%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S52～H68（最長80年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和52年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 35件、植栽面積 1,094ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>21,090 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>14,106 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.50</td> </tr> </table>	総便益 (B)	21,090 百万円	総費用 (C)	14,106 百万円	分析結果 (B/C)	1.50
総便益 (B)	21,090 百万円						
総費用 (C)	14,106 百万円						
分析結果 (B/C)	1.50						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高13.5m、胸高直径18.7cm、1ha当たり材積257m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の4%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、22%が最上川水系城川ダム・綱木川ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、6%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S57～H63（最長70年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和57年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 40件、植栽面積 1,123ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 17,865 百万円 総費用 (C) 9,660 百万円 分析結果 (B/C) 1.85
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の1%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、31%が十勝川水系屈足ダム、鳴瀬川水系孫沢ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、3%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S62～H83（最長85年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和62年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 43件、植栽面積 1,454ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 18,884 百万円 総費用 (C) 9,929 百万円 分析結果 (B/C) 1.90
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の1%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、17%が最上川水系寒河江ダム白川ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、13%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H4～H93（最長90年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 平成4年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 41件、植栽面積 991ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 10,575 百万円 総費用 (C) 5,674 百万円 分析結果 (B/C) 1.86
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の3%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、26%が鳴瀬川水系孫沢ダム、北上川水系栗駒ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、21%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H9～H103（最長95年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 平成9年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 39件、植栽面積 601ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 5,345 百万円 総費用 (C) 3,072 百万円 分析結果 (B/C) 1.74
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の5%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、24%が鳴瀬川水系孫沢ダム、北上川水系花山ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、16%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S37～H68（最長95年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和37年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 104件、植栽面積 5,113ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 206,251 百万円 総費用 (C) 127,649 百万円 分析結果 (B/C) 1.62
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高16.8m、胸高直径24.3cm、1ha当たり材積330m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の19%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、41%が相模川水系相模ダム、阿賀野川水系大川ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、12%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S42～H73（最長95年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和42年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 61件、植栽面積 2,197ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>73,288 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>46,222 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.59</td> </tr> </table>	総便益 (B)	73,288 百万円	総費用 (C)	46,222 百万円	分析結果 (B/C)	1.59
総便益 (B)	73,288 百万円						
総費用 (C)	46,222 百万円						
分析結果 (B/C)	1.59						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高15.5m、胸高直径21.4cm、1ha当たり材積293m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の20%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、32%が天竜川水系秋葉ダム、利根川水系川治ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、15%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S47～H78（最長95年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和47年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 78件、植栽面積 1,794ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>49,089 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>29,656 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.66</td> </tr> </table>	総便益 (B)	49,089 百万円	総費用 (C)	29,656 百万円	分析結果 (B/C)	1.66
総便益 (B)	49,089 百万円						
総費用 (C)	29,656 百万円						
分析結果 (B/C)	1.66						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高13.8m、胸高直径19.4cm、1ha当たり材積259m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の13%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、49%が相模川水系相模ダム、利根川水系下久保ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、14%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S52～H73（最長85年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和52年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 51件、植栽面積 595ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>13,611 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>8,244 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.65</td> </tr> </table>	総便益 (B)	13,611 百万円	総費用 (C)	8,244 百万円	分析結果 (B/C)	1.65
総便益 (B)	13,611 百万円						
総費用 (C)	8,244 百万円						
分析結果 (B/C)	1.65						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高13.9m、胸高直径19.0cm、1ha当たり材積225m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の4%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、28%が多摩川水系小河内ダム、利根川水系下久保ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、7%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S57～H73（最長80年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和57年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 16件、植栽面積 195ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>3,654 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>1,824 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.00</td> </tr> </table>	総便益 (B)	3,654 百万円	総費用 (C)	1,824 百万円	分析結果 (B/C)	2.00
総便益 (B)	3,654 百万円						
総費用 (C)	1,824 百万円						
分析結果 (B/C)	2.00						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の1%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、45%が利根川水系草木ダム・川治ダム等に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S62～H83（最長85年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和62年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 31件、植栽面積 708ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 10,850 百万円 総費用 (C) 5,300 百万円 分析結果 (B/C) 2.05
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の5%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、68%が利根川水系川治ダム、天竜川水系秋葉ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、2%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H4～H83（最長80年間）
事業実施地区名	関東整備局 平成4年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 30件、植栽面積 198ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 2,503 百万円 総費用 (C) 1,234 百万円 分析結果 (B/C) 2.03
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の7%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、25%が天竜川水系秋葉ダム、利根川水系川治ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、14%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H9～H88（最長80年間）
事業実施地区名	関東整備局 平成9年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 62件、植栽面積 302ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 3,144 百万円 総費用 (C) 1,487 百万円 分析結果 (B/C) 2.11
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の4%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、22%が利根川水系五十里ダム・下久保ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、13%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S37～H63（最長90年間）
事業実施地区名	中部整備局 昭和37年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 70件、植栽面積 4,751ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>206,281 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>128,292 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.61</td> </tr> </table>	総便益 (B)	206,281 百万円	総費用 (C)	128,292 百万円	分析結果 (B/C)	1.61
総便益 (B)	206,281 百万円						
総費用 (C)	128,292 百万円						
分析結果 (B/C)	1.61						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高15.6m、胸高直径23.6cm、1ha当たり材積301m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の12%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、51%が天竜川水系秋葉ダム、木曾川水系蜂屋ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、24%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 42～H68（最長90年間）
事業実施地区名	中部整備局 昭和42年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 64件、植栽面積 2,337ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>83,345 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>50,343 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.66</td> </tr> </table>	総便益 (B)	83,345 百万円	総費用 (C)	50,343 百万円	分析結果 (B/C)	1.66
総便益 (B)	83,345 百万円						
総費用 (C)	50,343 百万円						
分析結果 (B/C)	1.66						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高14.2m、胸高直径20.9cm、1ha当たり材積245 m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の16%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、69%が天竜川水系秋葉ダム、木曾川水系蜂屋ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、14%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S47～H73（最長90年間）
事業実施地区名	中部整備局 昭和47年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 57件、植栽面積 1,777ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>52,091 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>33,455 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.56</td> </tr> </table>	総便益 (B)	52,091 百万円	総費用 (C)	33,455 百万円	分析結果 (B/C)	1.56
総便益 (B)	52,091 百万円						
総費用 (C)	33,455 百万円						
分析結果 (B/C)	1.56						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高12.7m、胸高直径18.5cm、1ha当たり材積210m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の11%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、77%が天竜川水系秋葉ダム、木曾川水系蜂屋ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、14%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S52～H73（最長85年間）
事業実施地区名	中部整備局 昭和52年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 50件、植栽面積 1,503ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 36,599 百万円 総費用 (C) 22,236 百万円 分析結果 (B/C) 1.65
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高12.5m、胸高直径17.8cm、1ha当たり材積217m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の13%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、39%が天竜川水系秋葉ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、9%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S57～H93（最長100年間）
事業実施地区名	中部整備局 昭和57年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 42件、植栽面積 988ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>19,793 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>9,951 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.99</td> </tr> </table>	総便益 (B)	19,793 百万円	総費用 (C)	9,951 百万円	分析結果 (B/C)	1.99
総便益 (B)	19,793 百万円						
総費用 (C)	9,951 百万円						
分析結果 (B/C)	1.99						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の7%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、25%が天竜川水系秋葉ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、19%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 62～H68（最長70年間）
事業実施地区名	中部整備局 昭和62年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 53件、植栽面積 1,410ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 23,239 百万円 総費用 (C) 11,523 百万円 分析結果 (B/C) 2.02
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の8%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、28%が天竜川水系秋葉ダム、木曾川水系蜂屋ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、21%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H4～H93（最長90年間）
事業実施地区名	中部整備局 平成4年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 43件、植栽面積 532ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>7,175 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>3,617 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.98</td> </tr> </table>	総便益 (B)	7,175 百万円	総費用 (C)	3,617 百万円	分析結果 (B/C)	1.98
総便益 (B)	7,175 百万円						
総費用 (C)	3,617 百万円						
分析結果 (B/C)	1.98						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の5%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、30%が天竜川水系秋葉ダム、木曾川水系蜂屋ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、3%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H9～H98（最長90年間）
事業実施地区名	中部整備局 平成9年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 48件、植栽面積 537ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 5,942 百万円 総費用 (C) 2,919 百万円 分析結果 (B/C) 2.04
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお5万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約24%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の14%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、66%が天竜川水系秋葉ダム、木曾川水系蜂屋ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、14%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施することとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S37～H98（最長125年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 昭和37年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 78件、植栽面積 4,241ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>179,752 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>114,802 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.57</td> </tr> </table>	総便益 (B)	179,752 百万円	総費用 (C)	114,802 百万円	分析結果 (B/C)	1.57
総便益 (B)	179,752 百万円						
総費用 (C)	114,802 百万円						
分析結果 (B/C)	1.57						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高15.7m、胸高直径21.7cm、1ha当たり材積298m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の18%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、55%が淀川水系高山ダム、新宮川水系猿谷ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、11%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 42～H98（最長120年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 昭和42年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 44件、植栽面積 1,978ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 69,634 百万円 総費用 (C) 43,248 百万円 分析結果 (B/C) 1.61
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高15.5m、胸高直径20.8cm、1ha当たり材積299m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の15%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、61%が九頭竜川水系九頭竜ダム、新宮川水系猿谷ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、8%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S47～H73（最長90年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 昭和47年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 77件、植栽面積 2,300ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>66,452 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>40,963 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.62</td> </tr> </table>	総便益 (B)	66,452 百万円	総費用 (C)	40,963 百万円	分析結果 (B/C)	1.62
総便益 (B)	66,452 百万円						
総費用 (C)	40,963 百万円						
分析結果 (B/C)	1.62						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高13.3m、胸高直径18.3cm、1ha当たり材積236m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の9%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、41%が九頭竜川水系九頭竜ダム、新宮川水系猿谷ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、18%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S52～H58（最長70年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 昭和52年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 48件、植栽面積 926ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 22,023 百万円 総費用 (C) 13,119 百万円 分析結果 (B/C) 1.68
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高14.0m、胸高直径18.1cm、1ha当たり材積266m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の5%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、38%が市川水系黒川ダム、新宮川水系猿谷ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、16%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S57～H108（最長115年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 昭和57年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 51件、植栽面積 1,360ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>26,554 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>12,832 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.07</td> </tr> </table>	総便益 (B)	26,554 百万円	総費用 (C)	12,832 百万円	分析結果 (B/C)	2.07
総便益 (B)	26,554 百万円						
総費用 (C)	12,832 百万円						
分析結果 (B/C)	2.07						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の10%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、27%が九頭竜川水系九頭竜ダム、新宮川水系猿谷ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、26%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施することとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。 ・ 有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u></p>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 62～H78（最長80年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 昭和62年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 54件、植栽面積 903ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>14,528 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>6,932 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.10</td> </tr> </table>	総便益 (B)	14,528 百万円	総費用 (C)	6,932 百万円	分析結果 (B/C)	2.10
総便益 (B)	14,528 百万円						
総費用 (C)	6,932 百万円						
分析結果 (B/C)	2.10						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の5%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、33%が淀川水系室生ダム、九頭竜川水系九頭竜ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、14%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H4～H83（最長80年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 平成4年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 57件、植栽面積 720ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 9,482 百万円 総費用 (C) 4,365 百万円 分析結果 (B/C) 2.17
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の11%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、29%が淀川水系室生ダム、新宮川水系猿谷ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、15%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施することとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。 ・ 有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H9～H98（最長90年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局 平成9年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 62件、植栽面積 705ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>7,612 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>3,375 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.26</td> </tr> </table>	総便益 (B)	7,612 百万円	総費用 (C)	3,375 百万円	分析結果 (B/C)	2.26
総便益 (B)	7,612 百万円						
総費用 (C)	3,375 百万円						
分析結果 (B/C)	2.26						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお3万8千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約29%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の8%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、40%が新宮川水系猿谷ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、15%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S37～H73（最長100年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 昭和37年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 182件、植栽面積 6,612ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>278,817 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>149,668 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.86</td> </tr> </table>	総便益 (B)	278,817 百万円	総費用 (C)	149,668 百万円	分析結果 (B/C)	1.86
総便益 (B)	278,817 百万円						
総費用 (C)	149,668 百万円						
分析結果 (B/C)	1.86						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高18.4m、胸高直径25.4cm、1ha当たり材積368m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の8%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、33%が斐伊川水系布部ダム、仁淀川水系大渡ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、37%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適切と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S42～H78（最長100年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 昭和42年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 135件、植栽面積 3,004ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 104,434 百万円 総費用 (C) 56,439 百万円 分析結果 (B/C) 1.85
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高18.7m、胸高直径24.6cm、1ha当たり材積394m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の4%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収獲予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、28%が那賀川水系早明浦ダム、斐伊川水系布部ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、32%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S47～H83（最長100年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 昭和47年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 207件、植栽面積 5,588ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>159,614 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>88,758 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.80</td> </tr> </table>	総便益 (B)	159,614 百万円	総費用 (C)	88,758 百万円	分析結果 (B/C)	1.80
総便益 (B)	159,614 百万円						
総費用 (C)	88,758 百万円						
分析結果 (B/C)	1.80						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高16.9m、胸高直径21.0cm、1ha当たり材積331m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の3%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、32%が斐伊川水系布部ダム、那賀川水系池田ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、30%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S52～H83（最長95年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 昭和52年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 96件、植栽面積 2,083ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>49,475 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>26,600 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>1.86</td> </tr> </table>	総便益 (B)	49,475 百万円	総費用 (C)	26,600 百万円	分析結果 (B/C)	1.86
総便益 (B)	49,475 百万円						
総費用 (C)	26,600 百万円						
分析結果 (B/C)	1.86						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高14.5m、胸高直径18.2cm、1ha当たり材積271m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の2%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、28%が斐伊川水系布部ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、32%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S57～H78（最長85年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 昭和57年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 63件、植栽面積 1,214ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>23,638 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>10,569 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.24</td> </tr> </table>	総便益 (B)	23,638 百万円	総費用 (C)	10,569 百万円	分析結果 (B/C)	2.24
総便益 (B)	23,638 百万円						
総費用 (C)	10,569 百万円						
分析結果 (B/C)	2.24						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の6%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、30%が那賀川水系池田ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、20%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 62～H88（最長90年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 昭和62年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 82件、植栽面積 1,209ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 19,360 百万円 総費用 (C) 8,505 百万円 分析結果 (B/C) 2.28
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の2%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、21%が斐伊川水系布部ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、19%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H4～H98（最長95年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 平成4年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 107件、植栽面積 1,397ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 18,334 百万円 総費用 (C) 7,921 百万円 分析結果 (B/C) 2.31
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の4%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、48%が江の川水系八戸ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、21%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H9～H98（最長90年間）
事業実施地区名	中国四国整備局 平成9年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 129件、植栽面積 1,515ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 16,348 百万円 総費用 (C) 7,250 百万円 分析結果 (B/C) 2.25
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における私有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお5万3千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の3%である。適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、37%が那賀川水系早明浦ダム、斐伊川水系布部ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、43%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S37～H68（最長95年間）
事業実施地区名	九州整備局 昭和37年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 155件、植栽面積 5,631ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>263,189 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>115,842 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.27</td> </tr> </table>	総便益 (B)	263,189 百万円	総費用 (C)	115,842 百万円	分析結果 (B/C)	2.27
総便益 (B)	263,189 百万円						
総費用 (C)	115,842 百万円						
分析結果 (B/C)	2.27						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高16.4m、胸高直径24.5cm、1ha当たり材積372m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の6%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、44%が緑川水系緑川ダム、番匠川水系大中尾ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、10%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 42～H58（最長80年間）
事業実施地区名	九州整備局 昭和42年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 69件、植栽面積 1,872ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>72,116 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>32,342 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.23</td> </tr> </table>	総便益 (B)	72,116 百万円	総費用 (C)	32,342 百万円	分析結果 (B/C)	2.23
総便益 (B)	72,116 百万円						
総費用 (C)	32,342 百万円						
分析結果 (B/C)	2.23						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高16.3m、胸高直径24.9cm、1ha当たり材積368m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の10%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、50%が筑後川水系川内ダム、嘉瀬川水系北浦ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、10%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。						
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、干害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、干害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</u>						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S47～H63（最長80年間）
事業実施地区名	九州整備局 昭和47年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 117件、植栽面積 2,437ha。						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>77,369 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>35,367 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.19</td> </tr> </table>	総便益 (B)	77,369 百万円	総費用 (C)	35,367 百万円	分析結果 (B/C)	2.19
総便益 (B)	77,369 百万円						
総費用 (C)	35,367 百万円						
分析結果 (B/C)	2.19						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高15.9m、胸高直径22.9cm、1ha当たり材積366m ³ となっている。 広葉樹林化した林分の占める割合は、全体の4%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。						
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、38%が白川水系深迫ダム、緑川水系緑川ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、11%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。						
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S52～H88（最長100年間）
事業実施地区名	九州整備局 昭和52年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 45件、植栽面積 619ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 16,131 百万円 総費用 (C) 8,018 百万円 分析結果 (B/C) 2.01
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高14.4m、胸高直径21.6cm、1ha当たり材積309m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の3%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、51%が白川水系深迫ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、16%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S57～H73（最長80年間）
事業実施地区名	九州整備局 昭和57年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 50件、植栽面積 647ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 13,858 百万円 総費用 (C) 5,747 百万円 分析結果 (B/C) 2.41
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の1%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、27%が別府川水系住吉池ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、16%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 62～H88（最長90年間）
事業実施地区名	九州整備局 昭和62年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 75件、植栽面積 1,195ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 21,056 百万円 総費用 (C) 9,058 百万円 分析結果 (B/C) 2.32
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分の占める割合は、全体の2%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、27%が城井川水系小川ダム、佐井川水系甲池ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、10%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H4～H83（最長80年間）
事業実施地区名	九州整備局 平成4年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 71件、植栽面積 883ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 12,779 百万円 総費用 (C) 5,363 百万円 分析結果 (B/C) 2.38
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の2%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、35%が一ツ瀬川水系東原ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、8%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H9～H88（最長80年間）
事業実施地区名	九州整備局 平成9年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 78件、植栽面積 689ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 8,197 百万円 総費用 (C) 3,462 百万円 分析結果 (B/C) 2.37
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係都道府県における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にあるものの、現在なお7万7千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の6%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、38%が一ツ瀬川水系東原ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、6%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。